# 特定個人情報保護評価書の特定個人情報保護評価指針への適合性・妥当性の審査

#### 評価書名

日本私立学校振興・共済事業団における短期給付に関する事務 全項目評価書

評価実施機関名	
	日本私立学校振興・共済事業団

提出日	
	令和3年12月13日

概要説明日 令和3年12月15日

#### (目次)

0	全体的な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
0	特定個人情報ファイル(短期給付ファイル)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
0	評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
0	総評	12
$\circ$	個人情報保護委員会による審査記載事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12

#### 全体的な事項

※ 評価実施手続に関する事項及び特定個人情報ファイルに共通する事項

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	箇所	審査結果	所見
(1)しきい値判断 に誤りはないか。	_	_	_	_		対象人数が30万人以上に該当するため、 全項目評価を実施することは、指針に適合 している。
(2)適切な実施主 体が実施している か。		1. 評価実施機関が複 数存在し、取りまとめ の評価実施機関が評 価書を作成・提出する 場合に、取りまとめ以 外の全ての評価実施 機関について記載し ているか。		Ι	問題はおれない	特定個人情報ファイルは、日本私立学校 振興・共済事業団が短期給付に関する事 務において保有するものであることから、 実施主体は適切である。
(3)公表しない部分は適切な範囲か。	_	_		ı	問題は 認めら れない	評価書の内容は全て公表することとしている。
(4)適切な時期に 実施しているか。	_	I		ı	認めら れない	特定個人情報ファイルを取り扱う短期給付業務システムの改修は、令和4年1月以降にプログラミングの開始を予定しており、プログラミング開始前の適切な時期に評価を実施している。
(5)適切な方法で 広く国民の意見を 求め、得られた意 見を十分考慮した 上で必要な見直し を行っているか。	_	_		_	問題は 認めら れない	国民への意見募集については、日本私 立学校振興・共済事業団のホームページ にて、32日間実施した。 なお、寄せられた意見はなかった。
(6) 特定個人情報 保護評価の対象 となる事務の実態 に基報で求り は構報で求項目 はついて検討し、 記載しているか。	_	_	_	-		日本私立学校振興・共済事業団における 短期給付に関する事務について、求められ る事項が具体的に記載されている。

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	箇所	審査結果	所見
(7)記載情報を 記載情報を 記載情報を 記載情報を 記載情報を 記述報報を の部情報を の部情報を を軽調で を軽調で を軽調で を軽調で でで でで でで でで でで でで でで でで でで	_	_	_	_	問題はられない	日本私立学校振興・共済事業団における 短期給付に関する事務に係る番号制度へ の対応は日本私立学校振興・共済事業団 企画室が行っており、特定個人情報保護 評価の対象となる事務の実施に当たって、 リスクを軽減させるための措置の実施等に ついては、責任を負うことができる部署で ある。
		2. 評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容を具体的に記載しているか。	P.3	I 1. ②	問題は 認められない	
	①特定個人情報 ファイルをの 事務いる システムに 会の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	3. 当該システムが実現する機能の名称とその概要を具体的に記載しているか。	P.4 ~ P.6	I 2. ②	問題は 認めら れない	日本私立学校振興・共済事業団における 短期給付に関する事務の内容について、
(8)特定個人情報 保護評価の対象		4. 当該システムと情報をやり取りするシステムを全て記載しているか。	P.4 ~ P.6	I 2. ③	認めら	学校法人等及び加入者等の適用事務、短期給付事務、記録照会・短期給付相談事務において、特定個人情報ファイルを使用することが事務の流れに即し具体的に記載されている。  別添1の事務の内容において、加入者等から入手した個人番号等や口座情報登録
したて車数の中央		5. 特定個人情報ファイルを取り扱うことが評価対象の事務を実施する上で必要であることを、事務の流れに即して具体的に説明しているか。	P.7	I 4. ①	問題は 認められない	システムから情報提供ネットワークシステムを介し入手した公的給付支給等口座登録簿関係情報(以下「口座関係情報」とい
		6. 評価対象の事務に おいて特定個人情報 ファイルを取り扱うこと により、期待されるメ リットについて幅広く 具体的に記載してい るか。	P.7	I 4. ②	問題は 認めら れない	具体的に記載されている。 また、情報提供ネットワークシステムによる情報連携について、法令上の根拠が適切に記載されている。
		7. 事務に関わる者、 事務において使用す るシステム、事務にお いて取り扱う情報の流 れを具体的に記載し ているか。	P.8 ~ P.9	I (別添1)	問題は 認めら れない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	箇所	審査結果	所見
(9)特には、(9)特には、(9)特には、(9)特には、(9)特には、(9)特には、(9)がより、(1)がいるが、(1)がいのいのいのいのいのいのいのいが、(1)がいのいのいのいのいのいのいのいのいが、(1)がいのいのいのいのいのいのいのいのいのいのいのいのいのいのいのいのいのいが	_	_	P.22 ~ P.36	III. IV	問題は 認めら れない	全項目評価書に例示されている各リスク にどのように対応しているかが具体的に記 載されている。
(10) 特定されたリ		70. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、評価の実施を担当する部署自らが、どのように自己点検するか具体的に記載しているか。	P.36	IV 1. ①	問題は 認めら れない	自己点検については、個人情報管理規程に基づき、情報セキュリティに関する自己点検計画を策定し、年に1回以上、全職員及び派遣職員に対し自己点検シートを配布の上、自己点検を行わせ、点検結果を提出させていること、
スクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 (11)記載されたリスクを軽減させるための措置は、個	⑨特定個人情報 ファイルの取扱い について自己点 検・監査や従業者 に対する教育・啓 発を行っている か。	71. 評価書に記載した とおりに運用がなされ ていること等につい て、どのように監査す るか具体的に記載し ているか。	P.36	IV 1. ②	問題は 認めら れない	監査については、毎年監査対象部署を決めて、2年間で全部署を、又は必要に応じて、内部監査時にセキュリティ監査を実施していること等が具体的に記載されている。 従業者に対する教育については、個人情
人等侵上、信頼のの場合を表する。   「大きのを表すのでは、   「大きのでは、   「まのでは、   「		72. 特定個人情報を取り扱う従業者等に対しての教育・啓発や違反行為をした従業者等に対する措置について具体的に記載しているか。	P.36	₩ 2.	問題は 認めら れない	報管理規程に基づき、全職員及び派遣職員を対象にした年1回以上のセキュリティ研修とセキュリティ自己点検を実施していること等が具体的に記載されている。
		73. 国民・住民等からの意見聴取により得られた意見を踏まえて評価書のどの箇所をどのように修正したかを具体的に記載しているか。	P.38	VI 2. ⑤	問題は 認めら れない	寄せられた意見がなかったことが記載さ れている。
(12)個人のプライ がシー等の権利 言は、国の作業では、 国に標準の 国の信頼定間の は、関の個人の は、関の個人の は、関係では、 は、関係では、 は、関係では、 は、関係では、 は、関係では、 は、関係では、 は、ま、な、も、 は、な、も、も、。 は、な、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、も、	令和3年12月13日	_	P.1	表紙	問題は 認めら れない	日本私立学校振興・共済事業団は、短期給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言している。

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査 結果	所見			
		8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.10	II 2. 3	問題は認 められな い				
					9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。	P.10	I 2. 4	問題は認 められな い	
		10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。	P.11	II 3. 4	問題は認 められな い				
		11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。	P.11	II 3. ⑤	問題は認 められな い				
		12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。	P.11	II 3. 6	問題は認 められな い				
		13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。	P.12	II 3. ®	問題は認められない				
	②特定個人情報ファイルの取扱いプロセ	14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.12	II 3. ®	該当なし	特定個人情報を保有する必要性として、 個人番号による短期給付相談や記録照会 に対応するため等が具体的に記載されて			
報保護評価の対 象となる事務の	スの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報の 定個人情報 ファイルの取	15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.12	II 3. ®	問題は認 められな い	いる。 特定個人情報の入手・使用については、使用方法として個人番号は生涯共済番号と組付けで理を行うこと、個人番号は記録照会・短期給付相談事務及び情報提供・照会において使用することが具体的に記載されている。 特定個人情報の保管・消去について、システムデータはマシン室で一括管理をしていること等が具体的に記載されている。			
体的か。当該事 務における特定 個人情報の流れ	扱いの委託、	16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	P.13 ~ P.16	II 4. ②	問題は認 められな い				
を併せて記載しているか。	の保管・消去) について、具 体的に分かり	17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.13 ~ P.16	II 4. ⑤	問題は認められない				
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。	P.13 ~ P.16	II 4. ®	問題は認 められな い				
		19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.19 P.44 ~ P.56	I 5. ②	問題は認 められな い				
		20. 移転した特定個人情報が、移転先において、 いかなる目的で、どのように使用されることになる かを具体的に記載しているか。	P.19	I 5. ②	該当なし				
		21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	P.20	II 6. ①	問題は認 められな い				
		22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。	P.20	II 6. ②	問題は認 められな い				
		23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する 方法を具体的に記載しているか。	P.20	II 6. 3	問題は認 められな い				

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査 結果	所見	
		24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P22	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認 められな い		
		25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認 められな い		
(10)特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置でいての記載は具体的か。	③特定個人情報の入手について、特定さ	26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.22	Ⅲ 2. リスク2:	問題は認 められな い	対象者以外の情報の入手を防止するための措置として、個人番号カード(写し)等の添付書類を求めること、加入者については、学校法人等が本人確認措置を実施し加入者の被扶養者について、加入者本人が本人確認措置を実施すること、手続に必	
(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利	れ軽に置記かた定護になた減講を載いる人性にないないでは、対個評照ものが、は、対価にからないないでは、報目にある。は、報にしからないない。報にある、報目とは、報目というできない。	27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認 められな い	講ずること、地方公共団体情報システム機構との連携においては、専用回線である住民基本台帳ネットワークシステムを用いる にな、情報の暗号化を実施する等の措置	
益の侵害の未然 防止、国民・住民 の信頼の確保と いう特護に個人所 報に照らし、 なものか。		28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23	皿 2. リスク3:	問題は認 められな い		
			29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23	皿 2. リスク3:	問題は認 められな い	を講ずること等が具体的に記載されてい る。
		30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23	III 2. リスク4:	問題は認 められな い		
		31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.23	Ⅲ 2. その他の リスク	該当なし		

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見	
		32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.24	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない		
		33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.24	III 3. リスク1:	問題は認められない		
	④報いれ軽に置記かた定護にな特ので、いずず具し記策人価らのには、対すが、対域では、対域では、対域では、対域では、対域では、対域では、対域では、対域では	34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.24 ~ P.25	Ⅲ 3. リスク2:		権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクについて、業務システムのログイン時に、端末ログインとは別のユーザ認証を実施しており、職務の利用権限によって、業務システムの利用できる機能をシステム的に制限していること、事務の目的を超えて	
		35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.24 ~ P.25	皿 3. リスク2:	問題は認められない	ロ座関係情報等が利用できないように、ロ 座関係情報等に不必要な情報が紐付かないようにアクセス制御されていること等が 具体的に記載されている。 従業者が事務外で使用するリスク対策として、個人番号を含む特定個人情報を取り 扱うことが必要な職員にのみ情報照会を	
		記載しているか。記載は、特定個人情報保護評価の目的に受当に受ける。	36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.24 ~ P.25	皿 3. リスク2:	問題は認められない	許可することで、必要最小限の職員に限定するとともに、情報照会のログ等を定期及び必要に応じ随時に分析し、不適切な使用を防止すること等が記載されている。 不正に複製されるリスクについて、特定個人情報は、アクセス制御等によりセキュ
		37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.24 ~ P.25	III 3. リスク2:	07 3400	国内情報になっている基幹サーバーで管理しているため、一般職員の端末から特定個人情報をダウンロードできないこと、バックアップを作成するために特定個人情報を媒体に書き出す操作は、システムの運用スケジュールにより、マシン室内の端末で操作され、アクセスログが残されていること等が具体的に記載されている。	
		38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.25	Ⅲ 3. リスク3:	問題は認められない		
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	Ⅲ 3. リスク4:	問題は認 められない		
		40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.26	皿 3. その他の リスク	該当なし		

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見
		41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.27	II 4. 情報管理 体制	問題は認 められな い	
		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.27	III 4. 閲覧者の 制限	問題は認められない	
		43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.27	Ⅲ 4. 記録	問題は認められない	
	⑤特のでは、 等ので、 特ので、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関する ルールを定めている場合、ルールの内容やルー ル遵守の確認方法を具体的に記載しているか。 また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体 的に記載しているか。記載された対策は、特定個 人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.27	Ⅲ 4. 提供ルー ル	問題は認められない	調達時の確認として、委託先は、ISMS等の認証資格を取得するなど情報セキュリティの管理体制が確保された業者とすること、契約書に基づき、秘密情報の取扱い、安全管理体制の整備等の実施を遵守する旨の安全管理措置実施誓約書の提出を求めること等が具体的に記載されている。 委託先は、委託業務の実施に当たり、特定個人情報ファイルにアクセスできる担当
	護評価の目的に照らし妥当なものか。	45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.27	Ⅲ 4. 消去ルー ル	問題は認 められな い	者を必要最小限に限定し、当該者のみアクセス権限を付与すること、オンラインで参照した場合は、使用者及び参照箇所の口グを取得し、一定期間保管すること、契約の履行において知り得た秘密を他に漏らしてはならない旨を契約書に定めていること等が具体的に記載されている。
		46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.28	Ⅲ 4. 委託契約 書中の規 定	問題は認 められない	
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.28	Ⅲ 4. 再委託	問題は認められない	
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.28	Ⅲ 4. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	当箇所	審査結果	所見
		49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29	Ⅲ 5. リスク1:	該当なし	
	べき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人	50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを 定めている場合は、ルールの内容やルール遵守 の確認方法を具体的に記載しているか。記載され た対策は、特定個人情報保護評価の目的に照ら し、妥当なものか。	P.29	Ⅲ 5. リスク1:	該当なし	
		51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の使途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29	Ⅲ 5. リスク2:	該当なし	_
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29	Ⅲ 5. リスク3:	該当なし	
		53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.29	Ⅲ 5. その他の リスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該主	当箇所	審査 結果	所見
		54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	III 6. リスク1:	問題は認められない	
	<ul><li>⑦ネス続性スるべ体で載は情のしか</li><li>⑦ネス続性スるべ体で載は情のしか</li><li>②ネス続きまままままままままままままままままままままままままままままままままままま</li></ul>	55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	III 6. リスク2:	問題は認められない	社会保険診療報酬支払基金(以下「支払 基金」という。)が運用する中間サーバにお
		56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	III 6. リスク3:	問題は認められない	いて、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えている等、目的外の入手が行われることへのリスク対策が具体的に記載されている。 支払基金の職員が情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証のほか、操作内容を記録し、不適切な接続端末の操作や、不適切なオ
		57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.31	Ⅲ 6. リスク4:	問題は認 められな い	ンライン連携を抑止する仕組みとすること等が具体的に記載されている。 個人番号管理システムと中間サーバとの間は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路のいずれかを使用することや、中間サーバと情報提供ネットワークシステム
		58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.31	Ⅲ 6. リスク5:	問題は認められない	間サーバと情報提供ネットワークシステーとの間は、高度なセキュリティを維持した生労働省統合ネットワークを使用することによって漏えい等のリスクに対応すること等が具体的に記載されている。 ロ座関係情報を情報提供ネットワークステムから入手する際は、受取口座とし登録した公金受取口座の利用希望の有
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.31	III 6. リスク6:	問題は認められない	を確認するチェック欄を設け、当該チェック欄にて利用希望が確認された場合に限り、口座関係情報を情報照会する運用とすることにより、目的外の口座関係情報の入手を防止すること、運用については、申請請求の都度、複数名の職員によって照会対象の確認等審査業務を行い、情報照会のログと口標とは大きによった。
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.32	Ⅲ 6. リスク7:	問題は認められない	随時分析することとすること等、目的外の 入手が行われることへのリスク対策が具 体的に記載されている。
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.32	Ⅲ 6. その他の リスク	問題は認められない	

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査結果	所見
		62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.33	皿 7. リスク1: ⑤	問題は認 められな い	物理的対策として、全ての端末において、のがイン時は生体認証(指静脈部証・がのがイン時は生体認証のというを実施していることのみ退を行ったいるにはりチェックを行うルににないるにはります。 では、バックアコは はいまして、外部からのでは、いかりには、では、大いのでは、いからのでは、いからのでは、いからのでは、いからのでは、いからのでは、いからのでは、いからのでは、いからのでは、からのでは、いからのでは、いからのでは、いからのでは、いからのでは、いからのでは、いからのでは、いからに、いからに、いからに、いからに、いからに、いからに、いからに、いからに
		63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.34	II 7. リスク1: ⑥	問題は認められない	
		64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.34	皿 7. リスク1: ⑨	該当なし	
	特スるだは、特別では、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.34	III 7. リスク1: ⑨	該当なし	
		66. 死者の個人番号を保管している場合は保管 方法を具体的に記載しているか。記載された対策 は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥 当なものか。	P.34	皿 7. リスク1: ⑩		
		67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.35	Ⅲ 7. リスク2:		
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.35	Ⅲ 7. リスク3:	問題は認められない	
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.35	Ⅲ 7. その他の リスク	問題は認められない	

### 評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策

審査の観点 (指針第10(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査結果	所見
(10) 特軽請のは、(10) 特軽ずい体 は、(10) を講つ具 記をののの等侵、頼特護照のおって、(10) を講って的 は、(10) をののの等侵、頼特護照のか れせは、(10) が、(10) を は、(10) を はいません。	⑩その他、評価実施機関に特有な問題や 懸念に対し、特定されたリ	74.短期給付の支給にあたり、口座情報登録システムから情報提供ネットワークシステムを介して口座関係情報を入手し、使用するが、その際の取扱いに係るリスク対策について具体的に記載されているか。記載された対策は特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30 等	III 6. リスク1 等	問題は認ない	・事務の目的を超えて口座関係情報等が利用できないように、口座関係情報等に不必要な情報が紐付かないようにアクセス制御されていること ・個人番号を含む特定個人情報を取り扱うことが必要よい限の職員にのみ情報照会を許するとともに、情報照会のログ等を定期及び必要に応じ随時に分析し、不適切な使用を防止すること ・口座関係情報を情報提供ネットワークシステムした公金受取口順を設された場所を明めら金受取の職権認会が明を設されたの登録記する用報を設されたの一をとして登録記する所有報といる。また、情報といることにより、情報といるにより、「大きなのののののののののののののののののののののののののののののののののののの

## 【総評】

- (1) 日本私立学校振興・共済事業団における短期給付に関する事務においては、短期給付業務システム を使用し、特定個人情報ファイルである短期給付ファイルを適切に取り扱うことについて、一連の事務 の内容や流れが具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (2) 事務で取り扱われる短期給付ファイルについて、特定個人情報ファイルの内容、特定個人情報の流れ、使用するシステムの機能並びに特定個人情報ファイルの取扱いについてのリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (3) 口座関係情報等の入手・使用に係るリスク対策等、本評価対象事務において懸念されるリスク及びリスク対策についても、具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。

## 【個人情報保護委員会による審査記載事項】

(VI 評価実施手続 4. 個人情報保護委員会の承認)

- (1) 日本私立学校振興・共済事業団における短期給付に関する事務の内容、特定個人情報ファイルの内容、特定個人情報の流れ並びにリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないと考えられるが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (2) 特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、インターネット利用端末と業務システム利用端末とはネットワークが分離されていること等の措置が記載されているが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (3) 組織的及び人的安全管理措置については、適切な組織体制の整備、職員への必要な教育・研修、実 効性のある自己点検・監査等を実施し、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要である。
- (4) 情報漏えい等に対するリスク対策については、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行するとともに、不断の見直し・検討を行うことが重要である。